

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第15号

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

公会堂条例施行規則（平成17年岩手県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区 分		単 位	附属の設備の利用料金の上限額					
			9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
附属 の設 備	舞台 設備	金びょうぶ	円 1,960	円 1,960	円 1,960	円 3,920	円 3,920	円 5,880
		銀びょうぶ	円 1,960	円 1,960	円 1,960	円 3,920	円 3,920	円 5,880
		白びょうぶ	円 1,960	円 1,960	円 1,960	円 3,920	円 3,920	円 5,880
		テーブル掛	80	80	80	160	160	240
		取外し机	40	40	40	80	80	120
		普通椅子	40	40	40	80	80	120
		平台	120	120	120	240	240	360
		演台	450	450	450	900	900	1,350
		譜面台	40	40	40	80	80	120
		指揮台	40	40	40	80	80	120
		上敷 (5枚)	470	470	470	940	940	1,410
		扇風機	470	590	590	1,060	1,180	1,650
		Horizont幕	660	660	660	1,320	1,320	1,980
	照明 設備	ボーダーライト（第1）	770	1,160	1,160	1,930	2,320	3,090
		ボーダーライト（第2）	740	850	850	1,590	1,700	2,440
		Horizontライト	740	850	850	1,590	1,700	2,440
		ロー Horizontライト	710	850	850	1,560	1,700	2,410
		アークピンスポットライト	2,790	3,400	3,400	6,190	6,800	9,590
		ロングスポットライト（1.5キロワット）	1,630	1,960	1,960	3,590	3,920	5,550
		プロジェクタースポットライト（1.5キロワット）	1,540	1,830	1,830	3,370	3,660	5,200
ピンスポットライト（1キロワット）	850	1,020	1,020	1,870	2,040	2,890		
スポットライト（1キロワット）	850	1,020	1,020	1,870	2,040	2,880		
スポットライト（500ワット）	460	530	530	990	1,060	1,520		

	ミラーボール	1 式	660	760	760	1,420	1,520	2,180
放送 設備	大型拡声器（マイクロホン 2 本付き）	1 式	1,780	2,190	2,190	3,970	4,380	6,160
	マイクロホン	1 本	400	470	470	870	940	1,340
	ワイヤレスアンプ（マイクロホン 2 本付き）	1 式	1,780	2,080	2,080	3,860	4,160	5,940
	レコードプレーヤー	1 台	470	590	590	1,060	1,180	1,650
	テープレコーダー	1 台	1,780	2,080	2,080	3,860	4,160	5,940
	スクリーン（大ホール）	1 張	1,290	1,290	1,290	2,580	2,580	3,870
その 他の 設備	スクリーン（会議室）	1 台	220	220	220	440	440	660
	ピアノ（大型）	1 台	使用 1 回ごとに、使用時間が、4 時間以内の場合は11,780円、4 時間を超え10時間以内の場合は16,720円、10時間を超える場合は21,690円					
	ピアノ（中型）	1 台	使用 1 回ごとに、使用時間が、4 時間以内の場合は3,740円、4 時間を超え10時間以内の場合は5,400円、10時間を超える場合は7,290円					
	電気料	1 k w h までごと に	30円					

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。